

## 組合員資格得喪通知書

岩手中部土地改良区 理事長様

この度、下記事項により組合員資格得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

届出年月日		令和 年 月 日	個人番号	-		
現資格者 (喪失)	住 所	(〒 - )				
	フリガナ 氏 名 (又は名称)					印
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	性別
	電話番号	( ) -				
			個人番号	-		
新資格者 (取得)	住 所	(〒 - )				
	フリガナ 氏 名 (又は名称)					印
	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日	性別
	電話番号	( ) -				

### 1. 資格得喪の対象土地

市町村	字	地割	地番	地目	用途	地積m <sup>2</sup>	備考

※対象土地が書ききれない場合は裏面に記入してください。

### 2. 資格得喪の原因及びその時期

原因 (いざれかを ○で囲む)	・ 経営移譲     ・ 死亡     ・ 相続     ・ 売買	) 時期	令和 年 月 日
	・ 貸借権設定     ・ 貸借権解約     ・ 農地転用 ( )		
	・ その他 ( )		

◆新資格者は当該土地に係る全部の賦課金を納入する義務が生じます。

受付印

賃借権契約等により賦課金に対する精算が、所有者と耕作者との間で生じる場合は、当事者間で行ってください。

◆土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、当該土地に係る滞納賦課金なども承継することになります。

(詳細は裏面をご覧下さい)

※太枠欄をご記入ください。

※ (受理修正 事項確認欄)	組合員名簿	土地原簿	賦課システム	帳簿修正期日	担当者

### (別紙) 資格得喪の対象土地

組合員資格得喪通知書を提出される方へ

土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納賦課金も承継することになります。

※詳細につきましては、岩手中部土地改良区 賦課徴収課までお問い合わせ願います。

《お問い合わせ先》 電話 0197-73-8280

土地改良法 第42条（権利義務の承継及び決済）

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条第二項の規定による交換によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第三条第二項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

土地改良法 第43条（組合員の資格喪失の通知義務）

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。